

平成 28 年 10 月 7 日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分(輸出禁止)を行いました

経済産業省は、本日、株式会社 FIVE STAR(法人番号 150001017381)及びアブドル アハマドによる外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)違反事案に関し、外為法第 53 条第 2 項に基づき、輸出禁止の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

処分対象者 : 株式会社 FIVE STAR(法人番号 150001017381)

対象貨物 : 自動車、自動車の部分品及び附属品

バイク、バイクの部分品及び附属品

仕向地 : 全地域

輸出禁止期間: 平成 28 年 10 月 14 日から平成 29 年 1 月 13 日まで(3 か月間)

※ 輸出禁止は、第三者を介して輸出を行うことも含みます。

処分対象者 : アブドル アハマド

対象貨物 : 自動車、自動車の部分品及び附属品

バイク、バイクの部分品及び附属品

仕向地 : 全地域

輸出禁止期間: 平成 28 年 10 月 14 日から平成 29 年 1 月 13 日まで(3 か月間)

※ 輸出禁止は、第三者を介して輸出を行うことも含みます。

2. 事案の概要

株式会社 FIVE STAR 及びアブドル アハマドは、平成 27 年 3 月 18 日頃、産業廃棄物(エアバッグが搭載されている切断した自動車前方部)を経済産業大臣の承認を受けずに、アラブ首長国連邦に向けて輸出しました。

(参考)株式会社 FIVE STAR の概要

代表者の氏名: アフザリ アブドル ハキム

本店の所在地: 奈良県吉野郡大淀町

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 戸高

担当者 野澤

電話: 03-3501-1511(内線 3242)

03-3501-0538(直通)

03-3501-5896(FAX)